

法人の種類と納める税の区分一覧

法人の種類	代表的なもの	収益事業について	法人税割	均等割	減 免	
公共法人	法人税法第 2 条第 5 号又は地方税法第 296 条第 1 項第 1 号に規定する法人 (例) 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人等		—	—	—	
公益法人等	地方税法第 294 条第 7 項に規定する法人 (例) 社会福祉法人、宗教法人、学校法人、日本赤十字社、労働組合等 また、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)、一般財団法人(非営利型法人)、認可地縁団体(町内会等)や政党、特定非営利活動法人(NPO 法人)も公益法人等を含めます。	公益社団法人公益財団法人	収益事業を行わない	—	50,000 円	有
			収益事業を行う	○	50,000 円	—
		一般社団法人(非営利型)	収益事業を行わない	—	50,000 円	無
		一般財団法人(非営利型)	収益事業を行う	○	50,000 円	無
		認可地縁団体、政党、NPO 法人	収益事業を行わない	—	50,000 円	有
			収益事業を行う	○	50,000 円	無
		上記以外の法人 日本赤十字、社会福祉法人、宗教法人(地方税法第 296 条第 1 項第 2 号に掲げるもの)	収益事業を行わない	—	—	—
			収益事業を行う	○	50,000 円	無
協同組合等	法人税法第 2 条第 7 号に規定する法人 (例) 信用金庫、労働金庫、森林組合、農業協同組合		○	○	無	
人格のない社団・財団	法人税法第 2 条第 8 号に規定する法人をいい、法人登記をしていない社団・財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの (例) 同窓会、青色申告会等	収益事業を行わない	—	—	—	
		収益事業を行う	○	50,000 円	無	
法人課税信託の受託者	法人税法第 2 条第 29 の 2 号に規定する信託の引き受けを行う法人または個人		○	—	無	
普通法人	上記以外の法人 (例) 株式会社(有限会社を含む)、合同会社、合名会社、合資会社、医療法人、相互会社、協業組合等		○	○	無	
	一般社団法人(非営利型法人を除く) 一般財団法人(非営利型法人を除く)		○	50,000 円	無	